

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主タービン蒸気加減弁レバーリンク機構の点検時、リンク部の間隙許容値外れが認められたため、当該部ピンを交換	D	
2	1号機	主タービン蒸気加減弁レバーリンク機構の点検時、二次スピードリレーレバーリンクライナの点検時、損傷が認められたため、当該部ライナを交換	D	
3	1号機	原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器（A）出口サンプリング元弁の点検時、ブッシュの固着が認められたため、対応検討	D	
4	1号機	補助海水ポンプの点検時、吐出ストレーナベント配管フランジ及びベント弁取付ボルトナットに腐食が認められたため、当該部を交換	D	
5	1号機	制御用空気圧縮機（B）の運転時、運転中の圧縮機（B）の停止及び、空気圧力低検出による予備機（A）の起動が認められたため、対応検討	C	
6	1号機	移動式炉内計装系封入ガスパージユニット移設作業時、バウンダリ弁閉アイソレの一部未実施による作業の実施が認められたため、対応検討	D	
7	5号機	スチームドレンサンプルポンプ（B）電動機の点検時、電動機負荷側及び反負荷側シャフトジャーナル部に摩耗が認められたため、当該ジャーナル部を補修	D	
8	5号機	給水加熱器（3C）ドレン水位調節弁において、駆動部制御用ポジショナーよりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（A）サンプリング配管洗浄弁において、開閉表示用リミットスイッチの調整不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
10	5号機	復水貯蔵タンク連絡ダクト出入口扉において、施錠後の確認不足による一時的な未施錠が認められたため、対応検討	D	
11	集中環境施設	高温焼却炉設備非管理区域建屋給気ファン（A）において、出口エキスパンションの劣化によるエアリークが認められたため、当該エキスパンションを修理	D	
12	集中環境施設	高温焼却炉設備非管理区域建屋給気ファン（B）において、出口エキスパンションの劣化によるエアリークが認められたため、当該エキスパンションを修理	D	
13	集中環境施設	洗濯廃液系ランドリセンタ乾燥機（A）加熱蒸気系入口元弁において、ハンドルの空回りが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	その他	海生物焼却設備排ガス処理設備湿式洗浄装置レベル計検出配管（高側）の元弁において、塩ビ製の弁にひびが認められたため、当該弁を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで